

千葉県立房総のむらの管理等に関する条例

平成17年10月25日
千葉県条例第73号

改正 平成二一年七月一七日条例第六二号

千葉県立房総のむらの管理等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、千葉県立房総のむら（以下「房総のむら」という。）の管理を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による管理)

第二条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育機関設置条例（昭和三十二年千葉県条例第四号）第十九条に規定する目的を効果的に達成するため、房総のむらの管理を指定管理者に行わせるものとする。

一部改正〔平成二一年条例六二号〕

(業務の範囲)

第三条 指定管理者が行う業務の範囲は、教育機関設置条例第二十一条第一項に規定する業務（これらの業務に關し必要な利用の許可を含む。）とする。

(管理の基準)

第四条 房総のむらの管理の基準については、千葉県教育委員会規則で定める。

(職員)

第五条 指定管理者が房総のむらの管理を行う期間に限り、教育機関設置条例第二十五条の規定にかかわらず、房総のむらに同条の職員を置かないことができる。

(利用料金)

第六条 房総のむらを利用しようとする者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受する。

3 利用料金の額は、別表第一に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額及び別表第二に掲げる額とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の支払の時期)

第七条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

(利用料金の免除)

第八条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第九条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(教育委員会による管理)

第十条 教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第二条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に房総のむらの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、房総のむらを利用しようとする者は、第六条の規定にかかわらず、別表第一に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料又は別表第二に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。

- 3 前項本文の場合における第七条から前条まで、別表第一及び別表第二の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第七条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）第五条第三項の規定の例」と、別表第一及び別表第二中「第六条第三項」とあるのは「第十条第二項」とする。
- 4 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。
- 5 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 6 県民の日を定める条例（昭和五十九年千葉県条例第三号）に規定する県民の日その他知事が定める場合において、房総のむらに係る使用料については、第二項本文の規定にかかわらず、これを徴収しない。
- 7 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。
- 8 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について第十条第二項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二一年条例六二号〕

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、千葉県教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成二一年条例六二号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）別表第一博物館の項に規定する年間入場料のうち房総のむら（体験施設として区画された部分及び風土記の丘資料館に限る。）に係るもの又は同項に規定する全館共通年間入場料を納入している場合において、当該年間入場料又は当該全館共通年間入場料に係る利用がこの条例の施行の日以後に行われるとときは、第六条第一項の規定の適用については、指定管理者に利用料金を支払ったものとみなす。
（使用料及び手数料条例の一部改正）
- 3 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一博物館の項入場料の目区分の欄及び同項年間入場料の目区分の欄中

「

美術館
中央博物館（分館を除く。）
現代産業科学館
房総のむら（体験施設として区画された部分及び風土記の丘資料館に限る。）

」

を

「

美術館
中央博物館（分館を除く。）

に改める。

(教育機関設置条例の一部改正)

4 教育機関設置条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「千葉県立中央博物館」の下に「及び千葉県立房総のむら」を加える。

附 則（平成二十一年七月十七日条例第六十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第六条第三項）

利用料金の名称	区分		単位	額の範囲
入場料	個人	一般	一人一回につき	三百円以内
		高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに相当する者として知事が定める者	一人一回につき	百五十円以内
	二十人以上の団体	一般	構成員一人一回につき	二百四十円以内
		高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに相当する者として知事が定める者	構成員一人一回につき	百二十円以内
特別展覧会入場料			一人一回につき	千円以内
企画展覧会入場料			一人一回につき	五百円以内
年間入場料	一般	一人一年につき	千五百円以内	
	高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに相当する者として知事が定める者	一人一年につき	七百五十円以内	

備考

- 一 入場料、特別展覧会入場料、企画展覧会入場料及び年間入場料とは、房総のむらのうち体験施設として区画された部分及び風土記の丘資料館の利用に係る利用料金をいう。
- 二 年間入場料は、特別展覧会及び企画展覧会を開催している期間内の入場については、適用しない。

別表第二（第六条第三項）

利用料金の名称	区分	単位	額
全館共通年間入場料	一般	一人一年につき	二千円
	高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに相当する者として知事が定める者	一人一年につき	千円

備考

- 一 全館共通年間入場料とは、教育機関設置条例第二十条及び第二十条の二に掲げる博物館に、一年間に限り、共通して入館することができる入場料をいう。
- 二 全館共通年間入場料は、特別展覧会及び企画展覧会を開催している期間内の入場については、適用しない。